

事務連絡  
令和2年7月17日

日本年金機構年金給付事業部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置に伴う障害状態確認届（診断書）の提出期限の延長に際して延長前後の間に障害状態確認届が提出された場合における増額改定の取扱いについて

「新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置に伴う国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は年金受給者が診断書を提出すべき日を延長する件」（令和2年厚生労働省告示第197号）に係る増額改定の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置に伴う障害基礎年金、障害厚生年金等に係る障害状態確認届（診断書）の提出期限の延長の取扱いについて」（令和2年4月28日付け年管管発0428第1号。以下「令和2年通知」という。）により通知したところである。

今般、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置に伴う障害状態確認届の提出期限の延長に際して、延長前の提出期限の翌日から延長後作成期間の初日（延長後の提出期限の属する月の2か月前の月の初日をいう。）の前日までの間（以下「延長前後の間」という。）に受給権者等が障害状態確認届を提出した場合の取扱いについて、令和2年通知及び「障害年金受給権者等に係る障害状態確認届の取扱いについて」（平成元年3月8日付け庁保発第6号）に基づき、下記のとおり整理したので、遺漏のなきよう取り扱われたい。

なお、市町村に対しては地方厚生（支）局を通じて周知することとしていることを申し添える。

#### 記

障害状態確認届が延長前後の間に提出された場合における増額改定については、以下の(1)及び(2)の区分に応じて取扱いを行うこととする。

- (1) 障害状態確認届に記載された現症日が延長前の提出期限の翌日から起算して3か月を経過する日以前である場合においては、延長前の提出期限の属する月の翌月分から増額改定を行うこと。
- (2) 障害状態確認届に記載された現症日が延長前の提出期限の翌日から起算して3か月を経過した日以降である場合においては、現症日の属する月の翌月分から増額改定を行うこと。

事 務 連 絡  
令和 2 年 7 月 17 日

地方厚生（支）局  
年金調整課長 殿  
年金管理課長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置に伴う障害状態確認届（診断書）の提出期限の延長に際して延長前後の間に障害状態確認届が提出された場合における増額改定の取扱いについて

標記について、別添のとおり日本年金機構年金給付事業部門担当理事あて連絡をしたので御了知いただくとともに、貴管内市町村への周知方よろしく取り計らわれたい。

日本年金機構年金給付事業部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置に伴う障害状態確認届（診断書）の提出期限の延長に際して延長前後の間に障害状態確認届が提出された場合における増額改定の取扱いについて

「新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置に伴う国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は年金受給者が診断書を提出すべき日を延長する件」（令和2年厚生労働省告示第197号）に係る増額改定の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置に伴う障害基礎年金、障害厚生年金等に係る障害状態確認届（診断書）の提出期限の延長の取扱いについて」（令和2年4月28日付け年管管発0428第1号。以下「令和2年通知」という。）により通知したところである。

今般、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置に伴う障害状態確認届の提出期限の延長に際して、延長前の提出期限の翌日から延長後作成期間の初日（延長後の提出期限の属する月の2か月前の月の初日をいう。）の前日までの間（以下「延長前後の間」という。）に受給権者等が障害状態確認届を提出した場合の取扱いについて、令和2年通知及び「障害年金受給権者等に係る障害状態確認届の取扱いについて」（平成元年3月8日付け庁保発第6号）に基づき、下記のとおり整理したので、遺漏のなきよう取り扱われたい。

なお、市町村に対しては地方厚生（支）局を通じて周知することとしていることを申し添える。

#### 記

障害状態確認届が延長前後の間に提出された場合における増額改定については、以下の(1)及び(2)の区分に応じて取扱いを行うこととする。

- (1) 障害状態確認届に記載された現症日が延長前の提出期限の翌日から起算して3か月を経過する日以前である場合においては、延長前の提出期限の属する月の翌月分から増額改定を行うこと。
- (2) 障害状態確認届に記載された現症日が延長前の提出期限の翌日から起算して3か月を経過した日以降である場合においては、現症日の属する月の翌月分から増額改定を行うこと。